

案件番号 495150111

「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン（案）」
に関する意見

平成 27 年 9 月 8 日
一般社団法人 日本自閉症協会
会長 山崎 晃資
一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
理事長 市川 宏伸

1. 障害基礎年金の支給抑制をいっそう拡大するような等級判定ガイドラインであってはならない。具体的には、【別紙 1】「等級の目安」について、
地域格差問題とはそもそも障害基礎年金の問題であることから、第 6 回検討会【参考】(2) に示された「障害基礎年金の認定状況」を目安にすべきである。
少なくとも、日常生活能力の「程度」が(3)の場合に「判定」が 2 以上 3 未満の二つのマスについては 2 級にすべきであり、「判定」が 1.5 以上 2 未満のマスは「2 級又は 3 級」にすべきである。

理由

- a. 第 6 回検討会資料にあるとおり、障害厚生年金と障害基礎年金の等級分布はまったく異なっている。両者の加重平均による「目安」作成は平均値とは言えず、折衷案でしかない。これでは地域格差解消ではなく、基礎年金と厚生年金の格差問題に置き換えたことになる。
- b. 厚生年金と 3 級がない基礎年金の「目安」の整合性をとることは本質的に無理がある。両者の判定の整合性問題は別の場で検討すべきである。
- c. 第 5 回検討会の目安案（たたき台）を第 6 回検討会においては、厚生年金のデータを増やすという方法によって変更しており、極めて恣意的である。
- d. 今回案の「目安」の「日常生活能力の程度」が(3)の場合に、障害基礎年金の対象者の多くが「2 級又は非該当」になることになり、かなりの人が不支給や支給停止にされると推測され、問題が非常に大きい。

2. 【別紙 1】「等級の目安」における「日常生活能力の判定」について、発達障害では「(5)他人との意思伝達及び対人関係」など、特定の項目が日常生活を非常に困難にする。平均値は大きくなくても偏りが著しい場合にはそれを考慮した等級判定が必要である。

3. 【別紙 2】「総合評価の際に考慮すべき要素の例」について、

共通：「考慮」の意味を明確にすべきである。

「考慮」とは「目安」での等級を引き上げるかどうかを判断するための考慮とすべきであり、引き下げる「考慮」ではないことを明記すべきである。（どちらとも解釈できる文があり、混乱を招く。）

「現在の病状又は病態」の「発達障害」欄に「○臭気、光、音、気温などに感覚

過敏があり配慮が必要な場合は 2 級の可能性を考慮する。」を追加する。

「就労状況」について。他の障害種では就労状況は等級判定の要素になっておらず、精神障害用の診断書のみ就労状況を記載するようになっている。企業就労であっても精神（精神、知的、発達）障害者の雇用の場合は、多くの場合、期間の定めのある雇用契約であったり、特定業務に限定されていたり、昇給がほとんどないなど、周囲の一般社員と異なり、きわめて不安定な雇用となっている。このことは労働市場で障害の程度が重く評価されている証左である。企業就労が長期に継続できていても、それが配慮によってなされている場合は 2 級非該当にならないための適切な記述が必要である。

「共通事項」欄の「一般企業での就労の場合は、就労の形態（障害者雇用枠・短時間勤務など）を考慮する。」の括弧内に「雇用契約の内容、一般社員との処遇差」を追加する。

「就労状況」「生活環境」の「共通事項」欄の該当するところに、「支援や配慮を受けていない状態で評価する」を追加する。

「その他」の「発達障害」欄の「発育・養育歴、教育歴などについて考慮する。」は如何様にも解釈可能であり、大きな混乱を招く。とくに教育歴は学歴と解釈される可能性がある。学歴は発達障害者の日常生活能力を判断することにつながる。よって、これを削除し、「○専門機関による発達支援、発達障害自立訓練等の支援を受けていればそれを考慮する。」に変更する。

「その他」の「発達障害」欄に「○日常生活能力の判定の特定項目がとくに重い場合には、2 級の可能性を考慮する。」を追加する。

共通：「2 級以上」の記述は、「1 級または 2 級」としたほうが誤解されにくい。

4 . 発達障害の認識が不十分な医師が判定に関わっていることが、発達障害の地域差の出現と大きく関わっていると考えられることから、発達障害の認定に当たる精神科医師については発達障害の実情に詳しい医師によること。

5 . 「障害認定基準 / 第 2 障害認定に当たっての基本的事項 / 1 障害の程度」の抜本的見直しが必要である。現実と整合がとれないこの説明が混乱を招いている。具体的には、

1 級と 2 級についての「例えば」以降の説明文を削除すること。

2 級の説明の「・・・、労働により収入を得ることができない程度のものである。」を削除すること。

以上

連絡先：日本自閉症協会 副会長 今井 忠

住所：〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22 築地ニッコンビル 6 F

電話：03-3545-3380 , mail : asj@autism.or.jp